

平成 2 5 年度

福岡県土地利用基本計画の変更（案）について

別紙様式
変更内容説明書

1. 五地域区分の変更概要

(1) 総括表

五地域区分	現行計画の面積		変更する面積			変更後の計画面積	
	面積(ha) (①)	割合(%) (①/県土面積)	拡大面積(ha) (②)	縮小面積(ha) (③)	差引面積(ha) (④:②-③)	面積(ha) (⑤:①+④)	割合(%) (⑥:⑤/県土面積)
都市地域(a)	292,071	58.7%			0	292,071	58.7%
農業地域(b)	240,441	48.3%		4	△ 4	240,437	48.3%
森林地域(c)	225,107	45.2%		19	△ 19	225,088	45.2%
自然公園地域(d)	88,796	17.8%	11	17	△ 6	88,790	17.8%
自然保全地域(e)	135	0.0%			0	135	0.0%
五地域計 (f:a+b+c+d+e)	846,550	170.0%	11	40	△ 29	846,521	170.0%
白地地域	3,023	0.6%	9		9	3,032	0.6%
県土面積	497,930	100.0%			0	497,930	100.0%

注1: 県土面積は、平成24年10月1日現在の国土地理院公表の県土面積である。

注2: 五地域区分の面積は、土地利用基本計画上で計測したものである。

【記載上の注意事項】

- 1) 「現行計画の面積」、「変更する面積」、「変更後の計画面積」欄の「面積(ha)」には、整数値を記載する。
- 2) 「現行計画の面積」、「変更する面積」、「変更後の計画面積」欄の「割合(%)」の数値は、小数点第1位まで記載する。
- 3) 「現行計画の面積」と「変更後の計画面積」に記載する県土面積は一致させる。
- 4) 「変更する面積」欄には、変更する面積のみを記載する(変更がない場合は、空欄とする)。
- 5) 「差引面積(ha)」がマイナスになる場合、数字の前に「△」を付する(「縮小面積」欄の数字の前には「△」を付さない)。

(2) 変更地域別概要

整理番号	変更地域名 (図面番号)	関係市町村名	変更する面積		変更部分の重複状況 (ha)					変更部分の地目現況 (ha)		変更を必要とする理由 (地域設定に伴う土地利用に関する基本的事項)	関連する個別規制法の措置 (予定)	個別規制法の調整状況
			拡大面積 (ha)	縮小面積 (ha)	他地域との重複		細区分の指定状況		白地地域の増減	地目	面積			
					名称	面積	名称	面積						
1	豊前農業地域 (7-7)	豊前市		4	都	4				農用地 宅地 その他	4 0 0	予定地域内の農地は、比較的小規模で不規則な形状のものが多く、休耕地も存在している。また、ほ場内に車両通行可能な農道がなく、農作物の効率的な搬出が困難であることや東側の雑木林からの害虫被害、近隣にため池がないこと等による取水環境の悪さ等から生産性の低い農地となっている。さらに、耕作者の高齢化が進んでおり、将来耕作放棄地となるおそれがある。こうしたことから、当該地域に耕作者の高齢化対策や人口減少の一因である就業機会の不足を解消を目的とした工業用地の造成を計画している。	H26.1 農用地除外 H26.7 用途地域指定	
2	宮若森林地域 (7-5)	宮若市		2	都	2				宅地 その他	1 1	他用途転用により現況森林ではなくなり、森林として利用・保全を図る必要がないため。 (工場及び事業場用地の造成)	H28年12月 遠賀川地域森林計画の樹立	平成22年5月 当初開発許可 平成23年9月 最終許可 平成24年8月 事業完了
3	北九州市、水巻町森林地域 (7-6)	北九州市 水巻町		6	都	6	調整用途			その他 道路	5 1	他用途転用により現況森林ではなくなり、森林として利用・保全を図る必要がないため。 (自動車教習所及び多目的グラウンドの造成)	H28年12月 遠賀川地域森林計画の樹立	平成7年5月 当初開発許可 平成11年4月 最終許可 平成24年5月 事業完了
4	飯塚市森林地域 (7-5)	飯塚市		5					5	農用地 道路 その他	2 1 2	他用途転用により現況森林ではなくなり、森林として利用・保全を図る必要がないため。 (農用地造成及び残土処理)	H28年12月 遠賀川地域森林計画の樹立	平成19年11月 当初開発許可 平成24年3月 最終許可 平成24年3月 事業完了
5	直方森林地域 (7-5)	直方市		1	都 農	1				宅地 その他	1 0	他用途転用により現況森林ではなくなり、森林として利用・保全を図る必要がないため。 (事業場用地(工場)の造成)	H28年12月 遠賀川地域森林計画の樹立	平成7年12月 当初開発許可 平成22年8月 開発許可 平成24年12月 事業完了
6	糸島森林地域 (7-1)	糸島市		2					2	その他	2	他用途転用により現況森林ではなくなり、森林として利用・保全を図る必要がないため。 (事業場用地(資材置場)の造成及び残土処理)	H26年12月 福岡地域森林計画の樹立	平成14年1月 当初開発許可 平成24年10月 最終許可 平成24年10月 事業完了
7	春日森林地域 (7-2)	春日市		3	都	3	市街調整			宅地 その他	2 1	他用途転用により現況森林ではなくなり、森林として利用・保全を図る必要がないため。 (住宅団地及び事業場用地の造成)	H26年12月、 福岡地域森林計画の樹立	平成17年2月、当初開発許可、 平成24年4月 最終許可 平成24年6月 事業完了

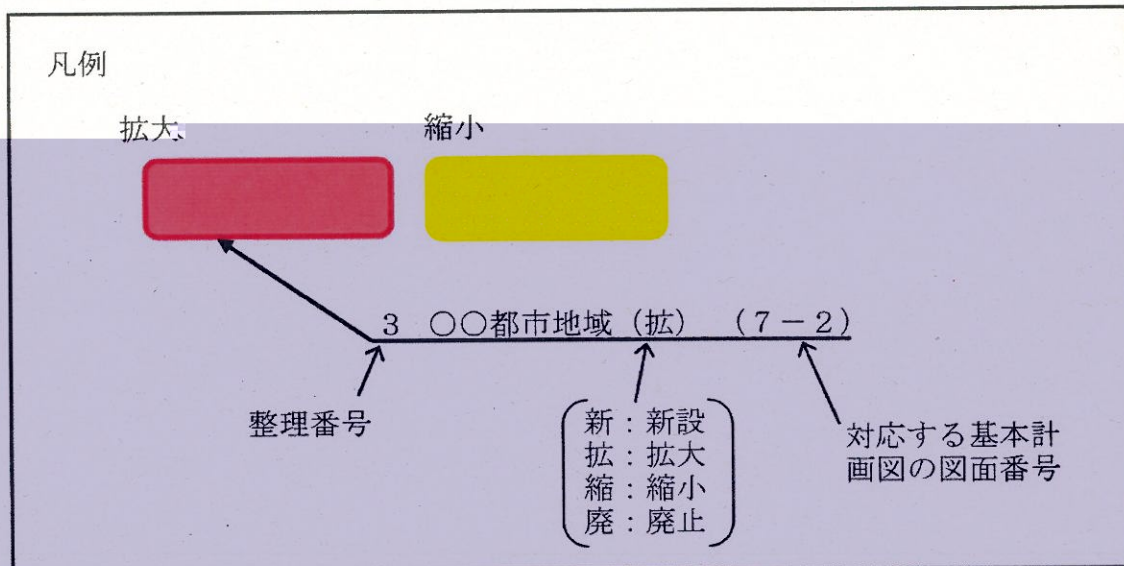
整理番号	変更地域名 (図面番号)	関係 市町村名	変更する面積		変更部分の重複状況(ha)				変更部分の 地目現況(ha)		変更を必要とする理由 (地域設定に伴う土地利用 に関する基本的事項)	関連する 個別規制法 の措置 (予定)	個別規制法の調整状況	
			拡大面積 (ha)	縮小面積 (ha)	他地域との 重複		細区分の 指定状況		白地地域 の増 減					
					名称	面積	名称	面積		地目				面積
8	福岡自然公園 地域 (7-1)	福岡市	11		都 森	11 0	調整 保安	11 0		その他	11	海岸に近い松林で隣接する国定公園の第1種特別地域と同様の風致を有しており、一体的に保護を図るとともに、区域線の明確化を図るため、公園区域に編入する。	H26.7 公園区域 変更	関係地方行政機関(九州農政局農村振興課、九州経済産業局鉱業課、九州地方整備局広域計画課、九州運輸局観光地域振興課、等々)と、区海上保安部総務課)に6月7日文書にて協議。7月11日までに全て了解済み。
9	福岡自然公園 地域 (7-1)	福岡市		7	都	7	調整	7		その他	7	海浜公園整備の進行に伴い、公園区域としての資質が失われた箇所について公園区域から削除する。	H26.7 公園区域 変更	
10	福岡自然公園 地域 (7-1)	福岡市		2	森	0	民林	0	2	宅地 道路 その他	1 1 0	福岡西方沖地震による地すべりによって地形が変化し、その復旧に係る住宅地の造成により国定公園としての資質が失われた箇所について、公園区域から削除する。	H26.7 公園区域 変更	
11	福岡自然公園 地域 (7-1)	福岡市		4	都	4	調整	4		宅地 森林 その他	1 2 1	隣接するダム建設に伴い、水没地区の住宅移転地が造成され、公園区域としての資質が失われたため、公園区域から削除する。	H26.7 公園区域 変更	
12	福岡自然公園 地域 (7-1)	福岡市		4	都	4	調整	4		宅地 その他	2	市街化の進行に伴い、公園区域としての資質が失われたため、公園区域から削除する。	H26.7 公園区域 変更	
合 計			11	40										

【記載上の注意事項】

- 「整理番号」欄は、変更地域ごとに付し、必要に応じて枝番を使用する。
- 「変更地域名」欄には、変更部分の通称(市町村名)の五地域区名(例:〇〇都市地域)を記載する。また、対応する土地利用基本計画図の図面番号を括弧書きで併せて記載する。
- 「変更する面積」、「変更部分の重複状況」、「変更部分の地目現況」欄の面積には、整数値を記載する。
- 「変更部分の重複状況」の「他地域との重複」欄には、拡大の場合は新たに重複することとなる他地域の名称と面積、縮小の場合は変更前において重複していた他地域の名称と面積を記載する。なお、名称の記載する際、都市地域は「都」と、農業地域は「農」と、森林地域は「森」と、自然公園地域は「公」と、自然環境保全地域は「保」という略称を用いる。
- 「変更部分の重複状況」の「細区分の指定状況」欄には、上記と同様の表示方法で個別規制法の各地域・区域の種類と面積を記載する。その際、市街化区域は「市街」と、市街化調整区域は「調整」と、その他都市計画区域における用途地域は「用途」と、農用地区域は「農用」と、国有林は「園林」と、地域森林計画対象民有林は「民林」と、保安林は「保安」と、特別地域は「公特」と、特別保護地区は「保護」と、原生自然環境保全地域は「原生」と、特別地区は「保特」と記載する。
- 「白地地域の増減」欄には、変更によって減少又は増加することとなる白地地域の面積を記載すること。なお、白地地域が減少する場合は、数字の前に△を付すこと。
- 「変更部分の地目現況」欄は、該当する現況を農用地、森林、原野、水面・河川・水路(河川等)、道路、宅地、その他に分類して記載する。
- 「変更を必要とする理由」欄には、人口、産業、交通、自然条件等により地域の特質を明らかにしつつ、土地利用又は土地取引の動向からみた必要性について記載する。また、細区分の設定の考え方、関連する事業計画等を明らかにしつつ、当該地域の土地利用(開発、整備、保全)の基本的方向に関する事項を括弧書きで併せて記載する。なお、新たに複数の地域区分を重複させる場合には、その必要性についても記載する。(例:開発を抑制するために〇〇法の〇〇区域も指定する)
- 「関連する個別規制法の措置(予定)」には、個別規制法に基づく地域・区域(細区分を含む)の指定(変更及び廃止を含む)の予定を記載する。
- 「個別規制法の調整状況」とは、法令や通知で国の関係地方支分部局との間で調整を行うこととされている場合における、都道府県(個別規制法担当部局)と当該地方支分部局(個別規制法担当部局)との調整を指す。なお、本欄には、①どの地方支分部局(個別規制法担当部局)と、②いつどのような方法で接触をし、③いつどのような反応を得られたかを記載すること。(例:〇〇農政局〇〇課に〇月〇日文書にて照会。〇月〇日時点未回答。〇月〇日口頭で了解の旨連絡受け。)

2 計画図(変更区域・変更位置図)

- (1) 変更区域図・・・・・・別紙のとおり
- (2) 変更位置図・・・・・・別紙のとおり



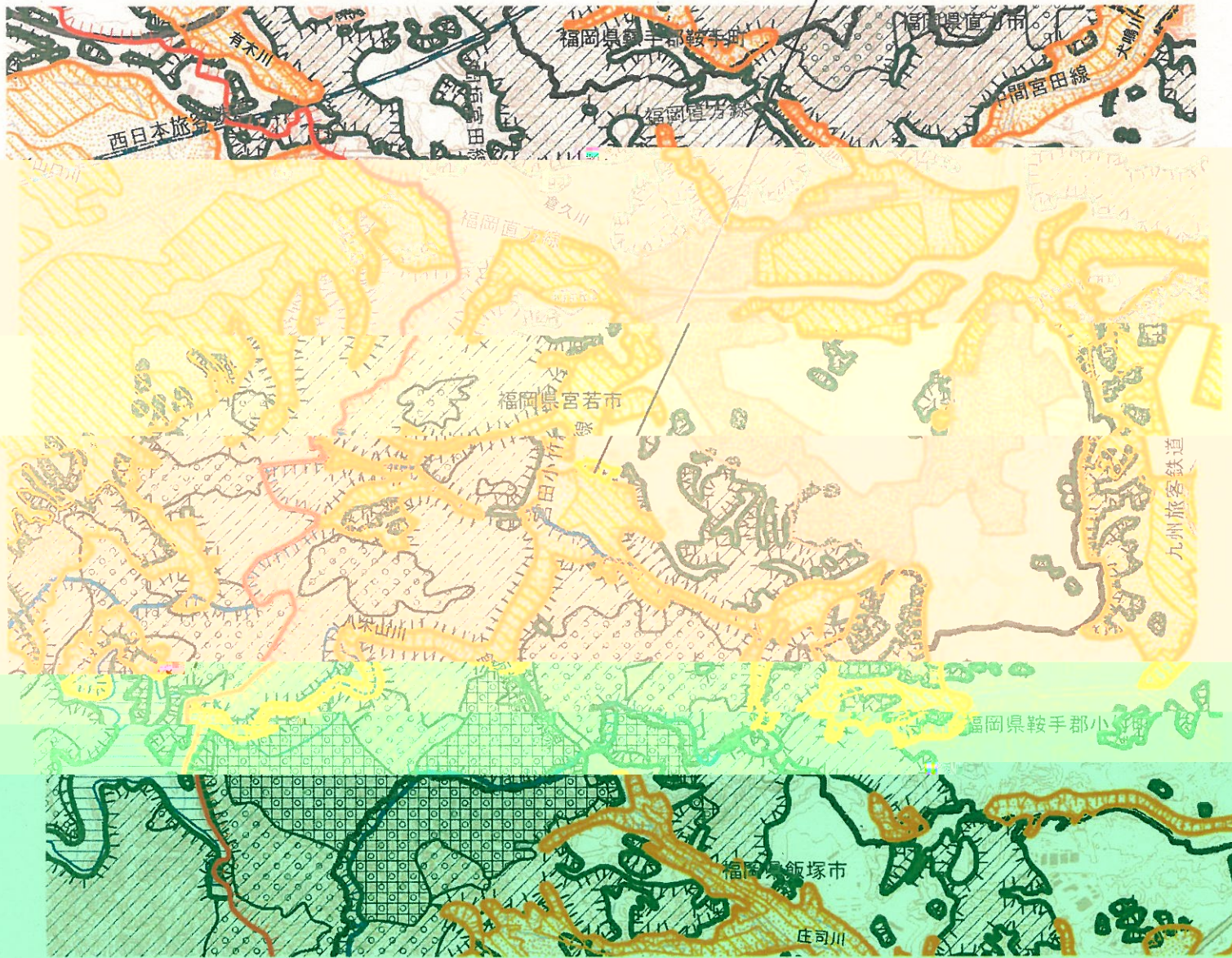
变更区域图

1 曲 1

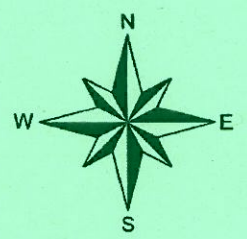


変更区域図

2宮若森林地域(縮)7-5

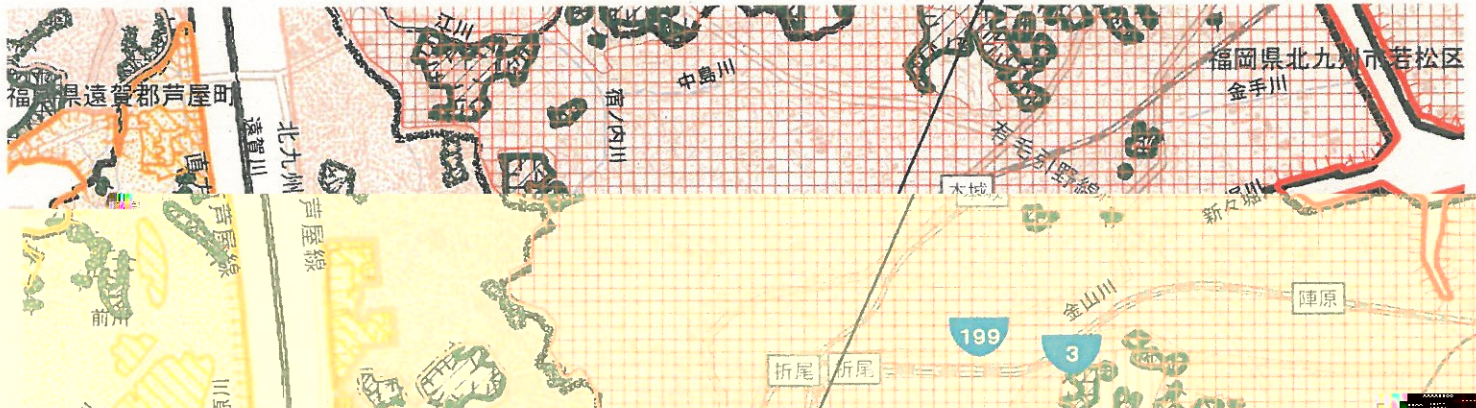


- ① 国定公園
- ② 国定公園
- ③ 国定公園
- ④ 国定公園
- ⑤ 国定公園
- ⑥ 国定公園
- ⑦ 国定公園
- ⑧ 国定公園
- ⑨ 国定公園
- ⑩ 国定公園
- ⑪ 国定公園
- ⑫ 国定公園
- ⑬ 国定公園
- ⑭ 国定公園
- ⑮ 国定公園
- ⑯ 国定公園
- ⑰ 国定公園
- ⑱ 国定公園
- ⑲ 国定公園
- ⑳ 国定公園
- ㉑ 国定公園
- ㉒ 国定公園
- ㉓ 国定公園
- ㉔ 国定公園
- ㉕ 国定公園
- ㉖ 国定公園
- ㉗ 国定公園
- ㉘ 国定公園
- ㉙ 国定公園
- ㉚ 国定公園
- ㉛ 国定公園
- ㉜ 国定公園
- ㉝ 国定公園
- ㉞ 国定公園
- ㉟ 国定公園
- ㊱ 国定公園
- ㊲ 国定公園
- ㊳ 国定公園
- ㊴ 国定公園
- ㊵ 国定公園
- ㊶ 国定公園
- ㊷ 国定公園
- ㊸ 国定公園
- ㊹ 国定公園
- ㊺ 国定公園
- ㊻ 国定公園
- ㊼ 国定公園
- ㊽ 国定公園
- ㊾ 国定公園
- ㊿ 国定公園



変更区域図

3北九州・水巻森林地域(縮)7-6



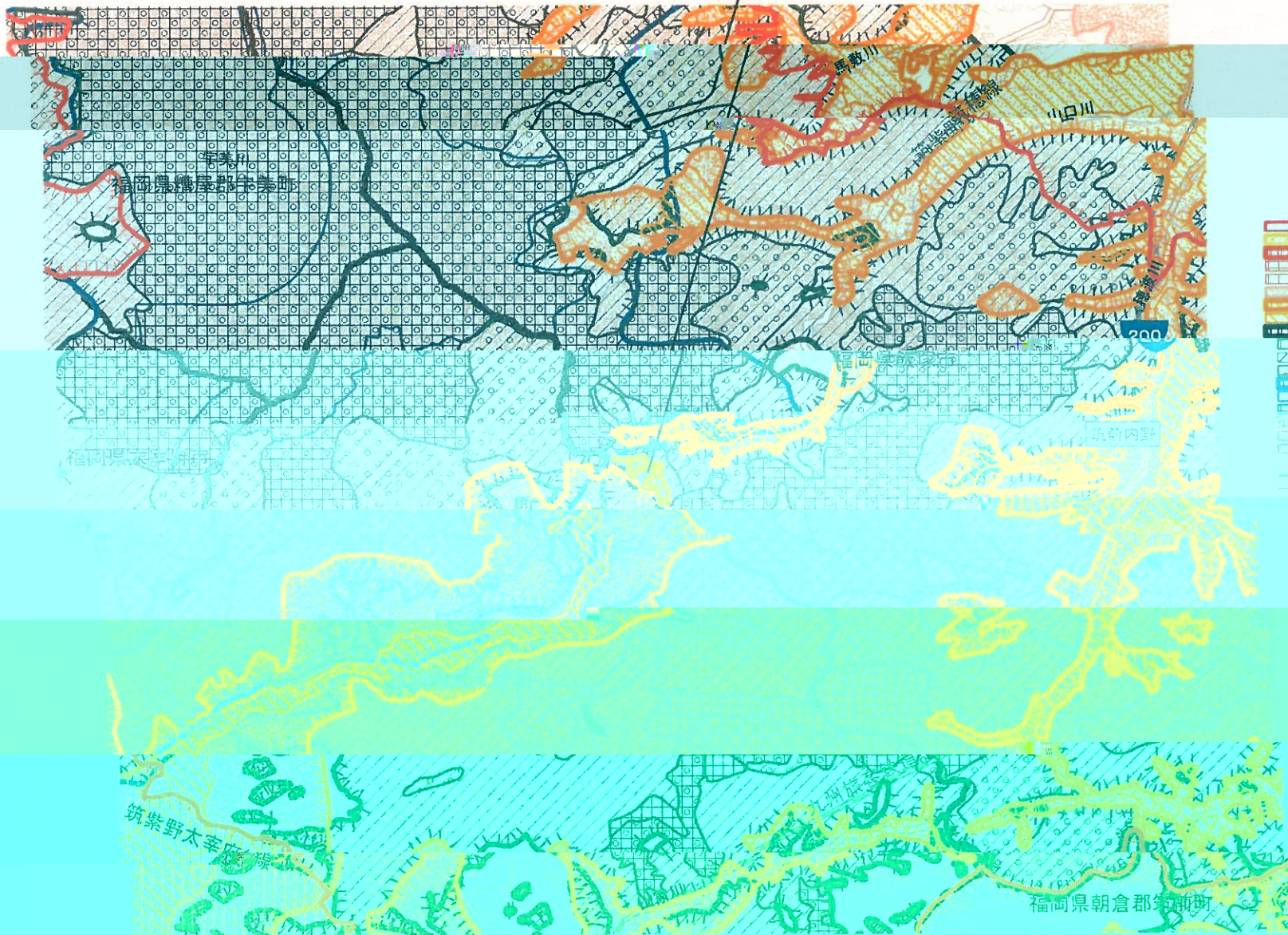
- 指定区域
- 都市計画
- 都市緑地
- 市道化調整区域
- 市道の貯留区域
- 農業地帯

- 100000
- 50000
- 25000
- 10000
- 5000
- 2500
- 1000
- 500
- 250
- 100
- 50
- 25
- 10
- 5
- 2.5
- 1
- 0.5
- 0.25
- 0.1
- 0.05
- 0.025
- 0.01
- 0.005
- 0.0025
- 0.001
- 0.0005
- 0.00025
- 0.0001
- 0.00005
- 0.000025
- 0.00001
- 0.000005
- 0.0000025
- 0.000001
- 0.0000005
- 0.00000025
- 0.0000001
- 0.00000005
- 0.000000025
- 0.00000001
- 0.000000005
- 0.0000000025
- 0.000000001
- 0.0000000005
- 0.00000000025
- 0.0000000001
- 0.00000000005
- 0.000000000025
- 0.00000000001

200

変更区域図

4飯塚森林地域(縮)7-5



- 基本(面)
- 縮小(面)
- 都市地域
- 準都市地域
- 準都市調整区域
- その他用途地域
- 農業地域
- 森林地域
- 国営林
- 地域森林計画指定区域森林
- 保安林
- 自然公園地域
- 特別地区
- 都市計画区域
- 自然公園地域
- 特別地区
- 行政区域
- 国境線
- 市界線



変更区域図

5直方森林地域(縮)7-5

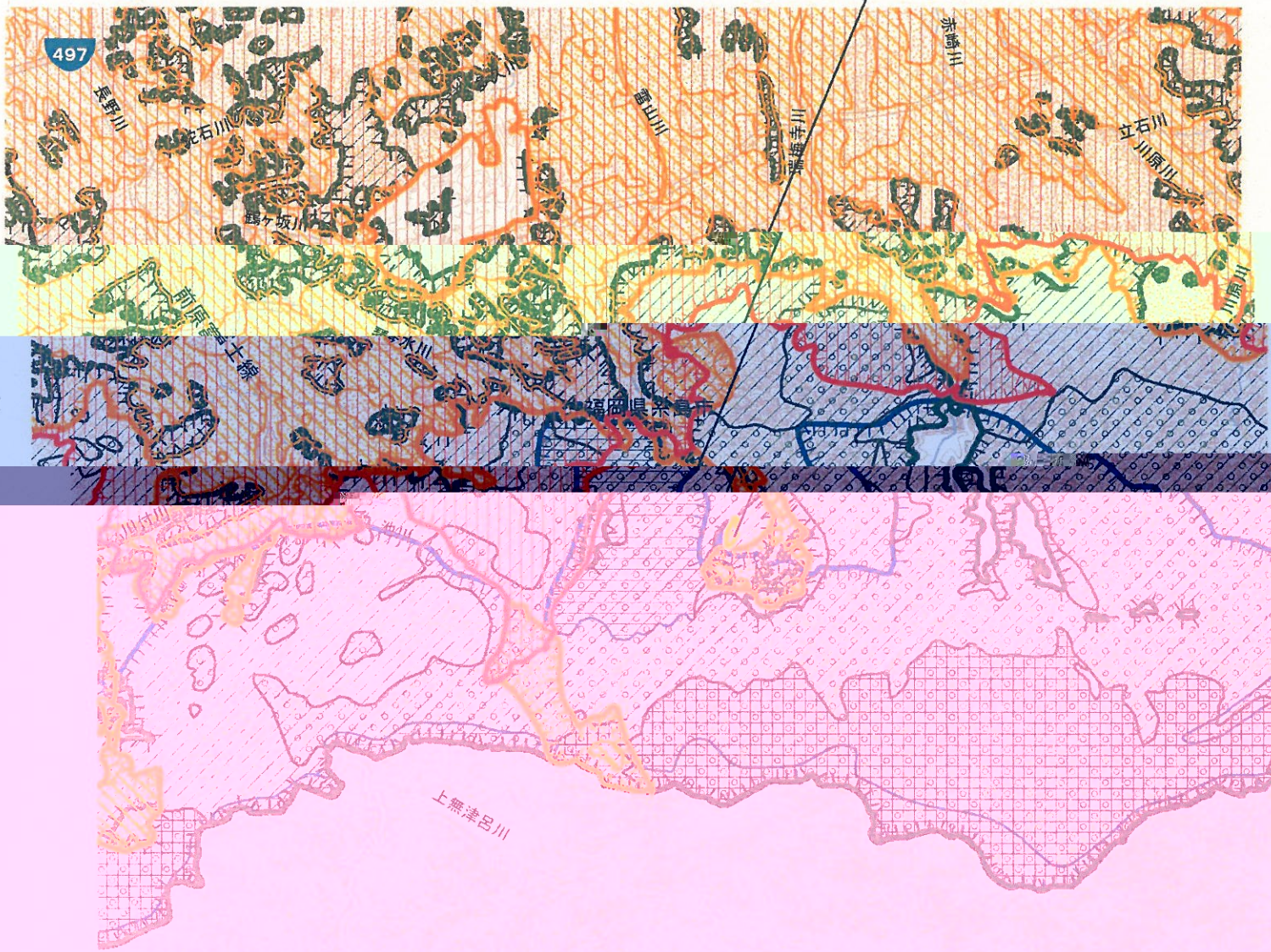


- 拡大(画)
- 縮小(画)
- 都市地域
- 市街化区域
- 市街化調整区域
- その他用途地域
- 農業地域
- 農用地区域
- 森林地域
- 国許林
- 地域農林計画対象農林
- 農産林
- 特別地域
- 特別保護地区
- 自然保全地域
- 野生自然環境保全地域
- 特別地区
- 行政区界
- 郡界
- 市界・市界
- 町村界
- 不明
- 空港
- 港
- 駅名
- 新幹線
- 国鉄線
- その他鉄道
- 高速道路
- 一般国道
- 主要地方道
- 河川
- 湖沼
- 陸揚物
- 等高線
- 海岸線
- 福岡県界

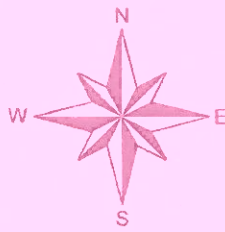
N

変更区域図

6糸島森林地域(縮)7-1

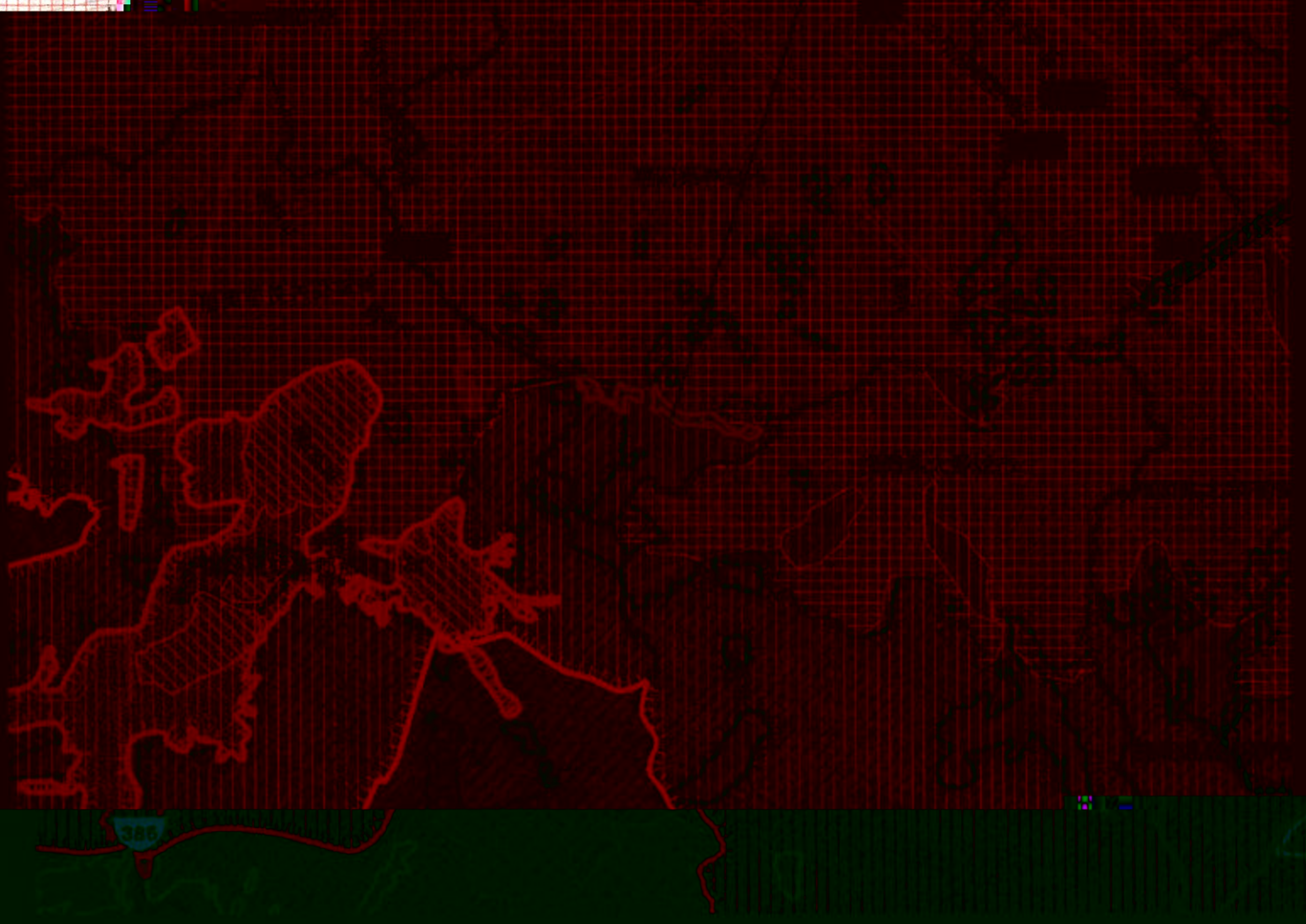
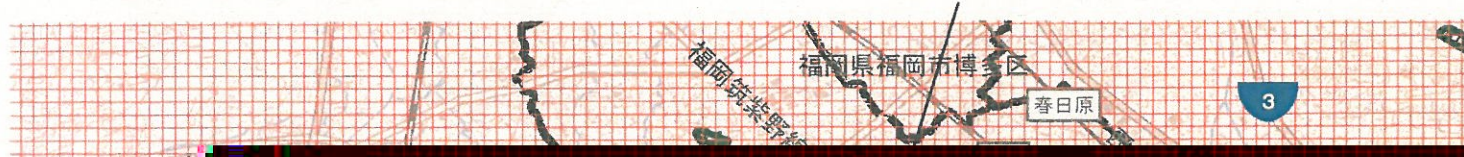


- 拡大面
- 縮小面
- 都市地域
- 市街化区域
- 市街化調整区域
- 市街地の周辺地域
- 農業地域
- 農用地区域
- 森林地域
- 国有林
- 地域森林計画対象民有林
- 保安林
- 自然公園地域
- 特別地域
- 特別保護地区
- 公園地
- 原生自然環境保全地域
- 特別地区
- 行政区域
- 郡府界
- 市界・県界
- 市界・町界
- 不明
- 空港
- 港湾
- 駅舎
- 鉄道線
- 幹線道路
- 一般国道
- 主要地方道
- 河川
- 湖沼
- 埋立物
- 干潟
- 海陸路
- 福岡県庁政界



変更区域図

7春日森林地域(縮)7-2



- 色付区域
- 境界線
- 道路
- 河川
- 緑地
- 公園
- 施設
- その他

386

变更区域图

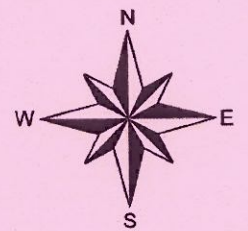


変更区域図

10福岡自然公園地域(縮)7-1



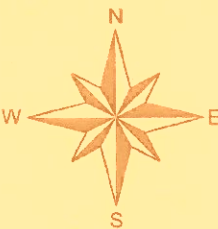
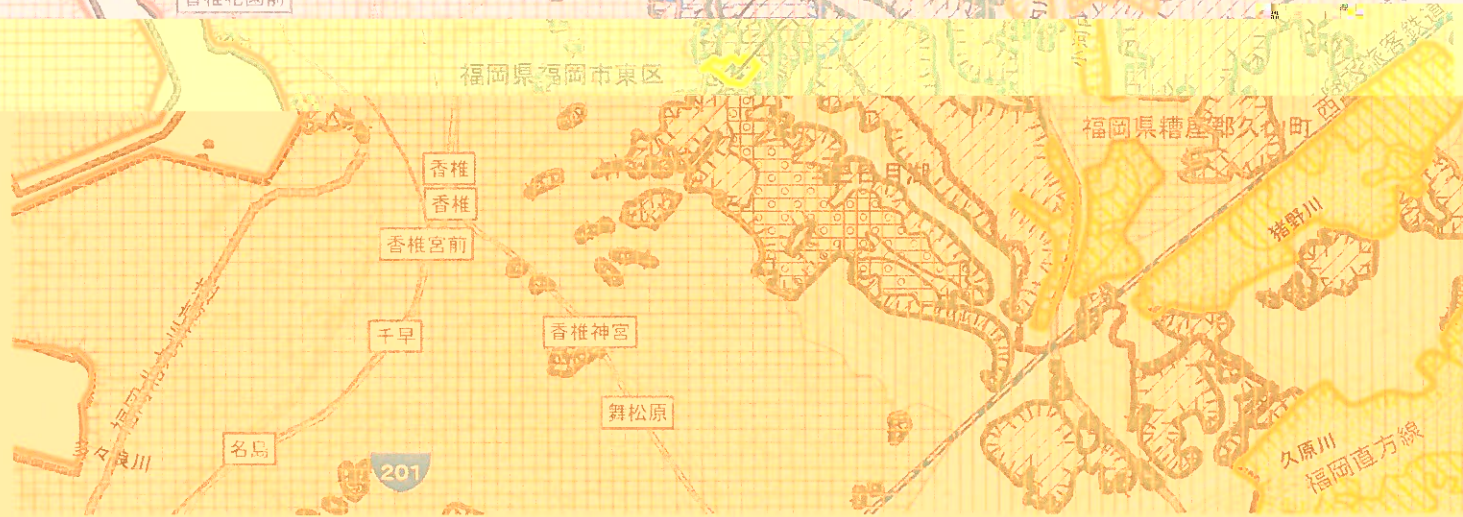
- 観光(国)
- 観光(県)
- 都市地域
- 市街化区域
- 市街化調整区域
- その他の用途地域
- 農業地域
- 農用地区域
- 森林地域
- 国有林
- 地域森林計画対象農林
- 保安林
- 自然公園地域
- 特別地域
- 特別保護地区
- 自然保全地域
- 原生自然環境保全地域
- 特別地区
- 行政区域
- 都道府県界
- 道庁・市町村界
- 町界・指定都市の区界
- 不明
- 空港
- 港
- 公共施設(建物)
- 公共施設(その他)
- 公共施設(国の機関)
- 公共施設(地方公共団体)
- 公共施設(厚生機関)
- 公共施設(学校)
- 公共施設(病院)
- 高速道路
- 一般国道
- 主要地方道
- 県道
- 市道
- 鉄道(その他)
- 鉄道(トンネル内の鉄道)
- 道路(その他)
- 道路(トンネル内の道路)
- 水産線
- 等高線
- 海抜線
- 行政区
- 福岡県庁



変更区域図

12福岡自然公園地域(縮)7-1

11福岡自然公園地域(縮)7-1



変更位置図

12福岡自然公園地域(縮)

8福岡自然公園地域(拡)

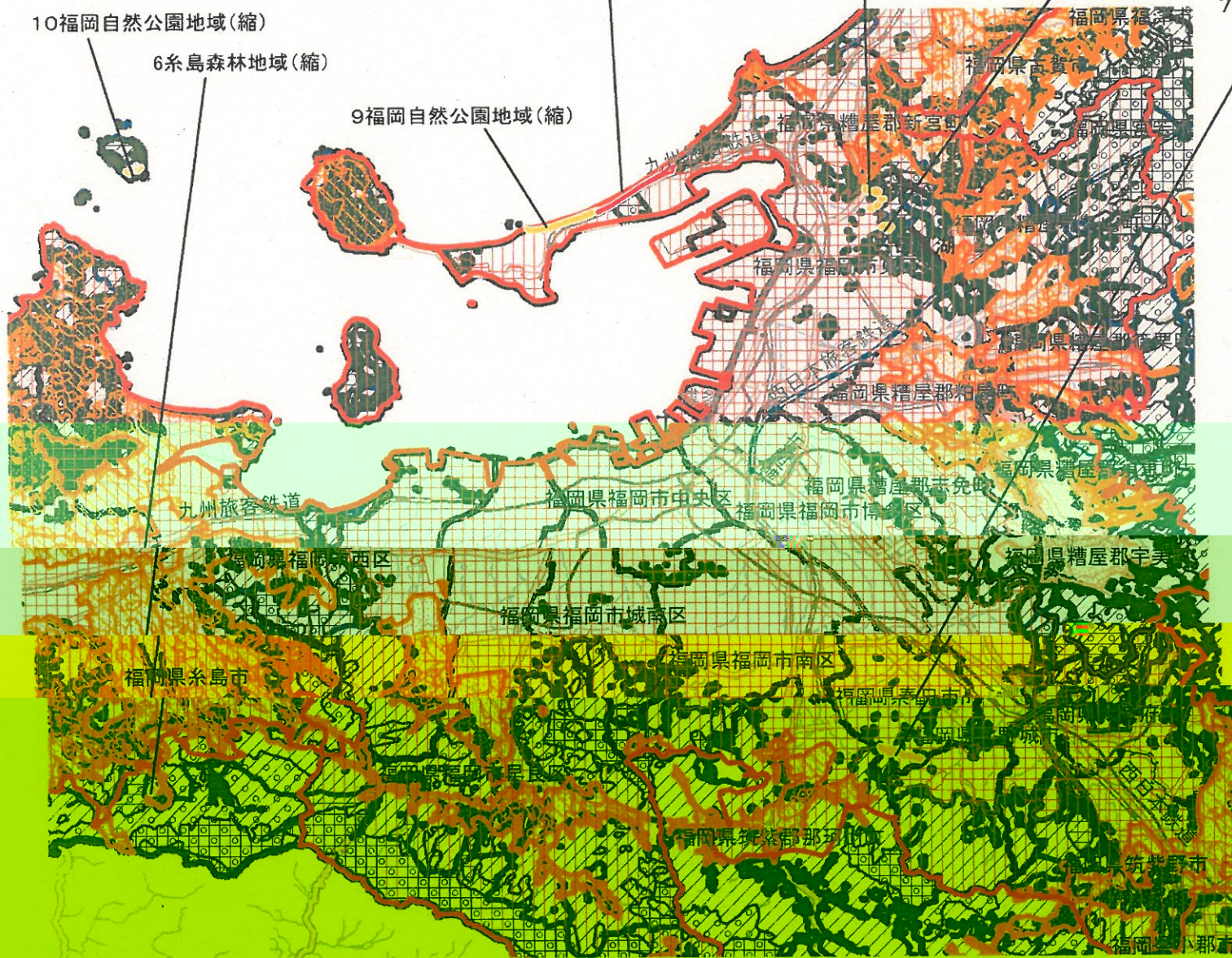
11福岡自然公園地域(縮)

7春日森林地域(縮)

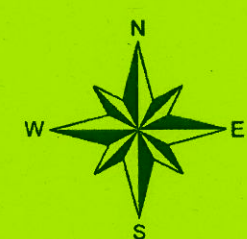
10福岡自然公園地域(縮)

6糸島森林地域(縮)

9福岡自然公園地域(縮)



- 拡大(面)
- 縮小(面)
- 都市地域
- 市街化区域
- 市街化調整区域
- その他の用途地域
- 農産地域
- 農用地区域
- 森林地域
- 国有林
- 地域森林計画対象民有林
- 保安林
- 自然公園地域
- 特別地域
- 特別保護地区
- 自然環境保全地域
- 特別地区
- 行政区画
- 都道府県界
- 都市・東京都の区界
- 町村・指定都市の区界
- 不明
- 空港
- 港湾
- 新幹線
- JR在来線
- その他鉄道
- 高速道路
- 一般道路
- 主要地方道
- 河川
- 湖沼
- 海岸線
- 福岡県行政界

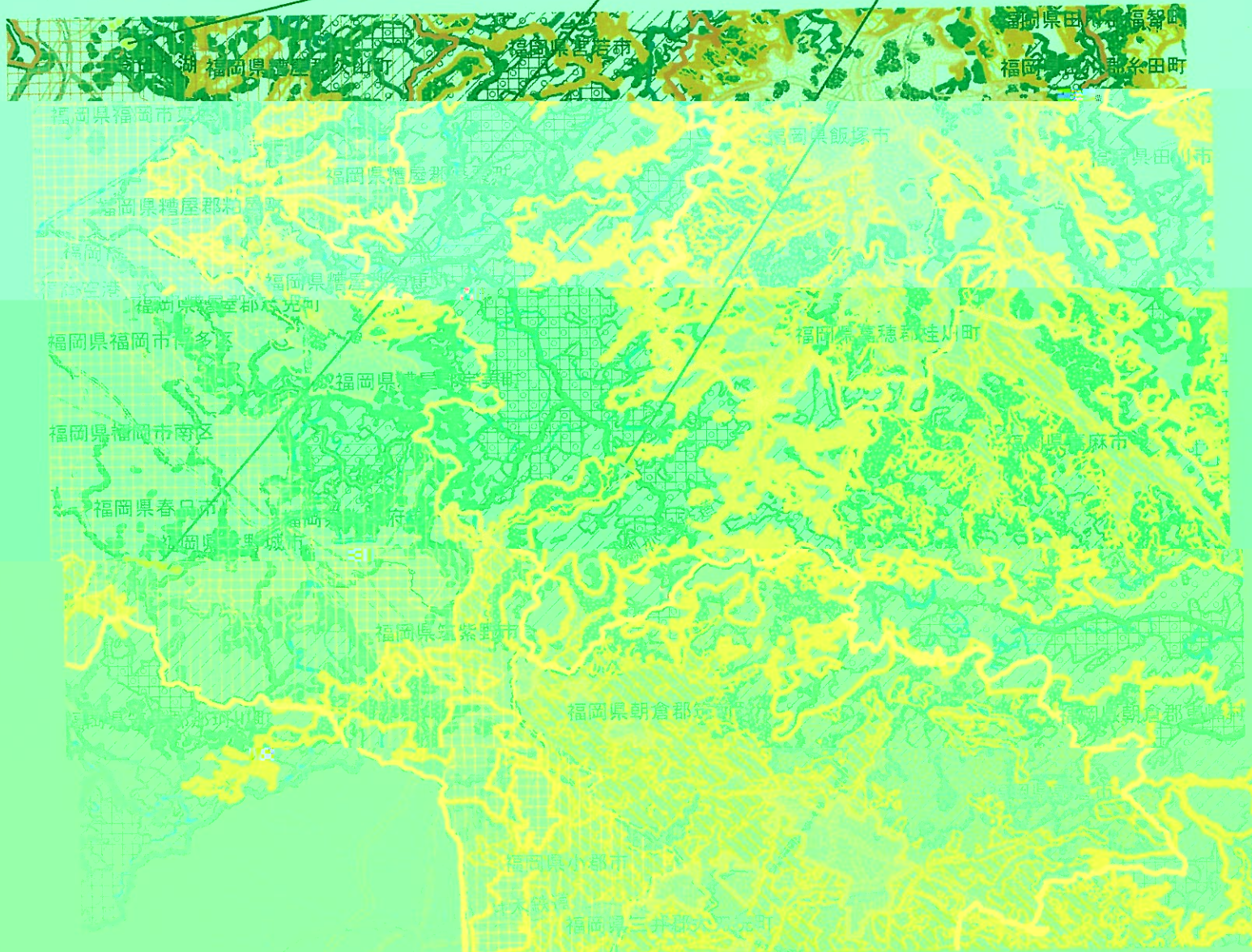


変更位置図

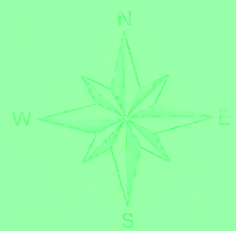
11, 12福岡自然公園地域(縮)

7春日森林地域(縮)

4飯塚森林地域(縮)



- 郡次(面)
- 福小(面)
- 都市地域
- 市街化調整区域
- 市街化調整区域
- その他の用途地域
- 農業地域
- 高用地区域
- 森林地域**
- 国有林
- 地域森林計画対象民有林
- 保安林
- 自然公園地域
- 特別地域
- 特別保護地区
- 自然保全地域
- 原生自然環境保全地域
- 特別地区
- 行政区画
- 都道府県界
- 縣市・東京都の区界
- 町村・指定都市の区界
- 不明
- 一等地
- 港灣
- 新幹線
- JR在来線
- その他鉄道
- 国道
- 主要地方道
- 一般国道
- 河川
- 湖沼
- 航空線
- 福岡府政界

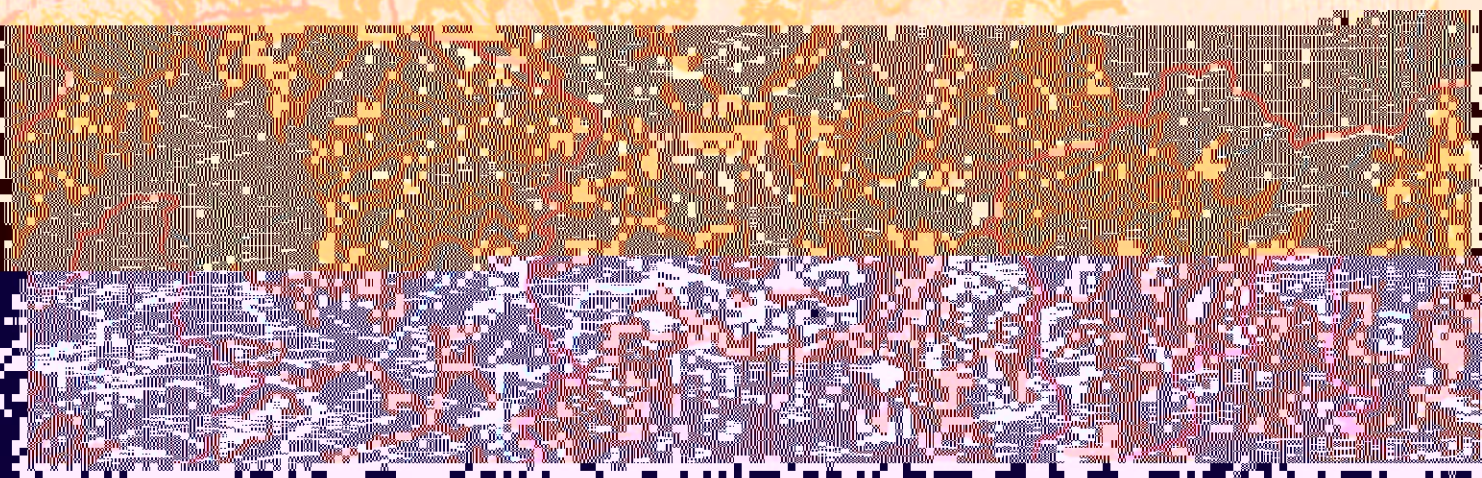


変更位置図

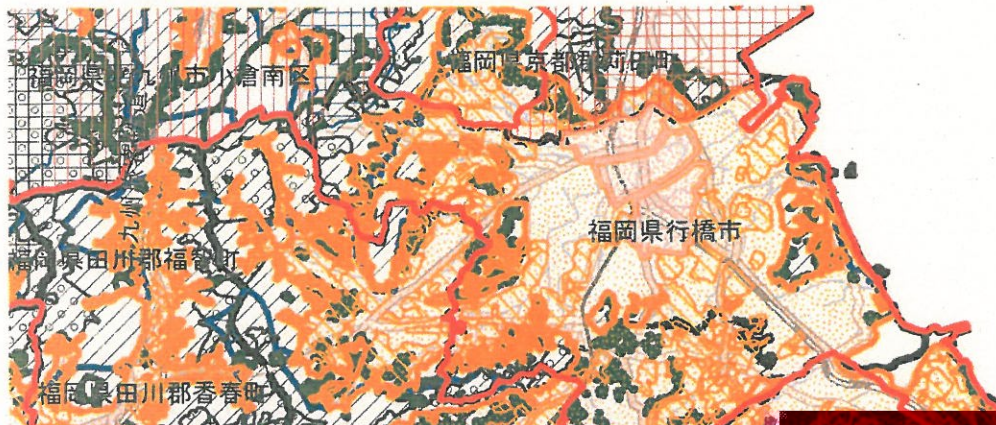
3北九州・水巻森林地域(縮)

5直方森林地域(縮)

2宮若森林地域(縮)



変更位置図



1 豊前農業地域(縮)



3 計画書

計画書の項目	変更前の記述	変更後の記述	変更を必要とする理由
	<div data-bbox="904 360 1243 424" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">変更なし</div>		

【記載上の注意事項】

「計画書の項目」欄には、以下の項目を記載する。

- ① 土地利用の基本方向
 - ・国土利用の基本方向
 - ・土地利用の原則
- ② 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針
 - ・土地利用の優先順位、土地利用の誘導の方向等
 - ・特に土地利用の調整が必要と認められる地域の土地利用調整上留意すべき基本的事項
- ③ 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画等

4 市町村への意見聴取等の結果(国土利用計画法第9条第11項関連)

市町村名	調整状況
福岡市、豊前市、宮若市、北九州市、水巻町、飯塚市、直方市、糸島市、春日市	済

【記載上の注意事項】

- 1) 「市町村名」欄の記載は、1/2の「関係市町村名」欄の記載と整合性を図ること。全市町村に意見聴取を実施した(又は実施する予定)の場合には、「全市町村」と記載する。
- 2) 「調整状況」の欄には、調整が終了した場合は「済み」と、それ以外の場合は「予定」と記載する。